

清瀬市農業委員会の委員候補者募集要領

農業委員会等に関する法律(昭和29年法律第88号)に基づき、清瀬市農業委員会の委員候補者を募集する。

1 募集人数

14名

2 応募方法

推薦又は応募しようとする者は、次に掲げる推薦又は応募しようとする事項に該当する様式に必要事項等を記入し、清瀬市役所2階 産業振興課に提出する。

(1) 様式第1号 清瀬市農業委員会委員候補者推薦書(個人推薦)

※個人が候補者を推薦する場合は、3名以上の連署が必要

(2) 様式第2号 清瀬市農業委員会委員候補者推薦書(法人又は団体)

(3) 様式第3号 清瀬市農業委員会委員候補者募集応募申込書

3 募集期間

令和8年2月2日(月)から3月6日(金)までとする。受付時間は持参の場合は、平日の午前8時30分～午後5時00分(土、日、祝日を除く)とし、郵送の場合は3月6日(金)必着とする。なお提出された書類は返却しない。

4 推薦及び応募の資格(推薦を受けられる方又は応募ができる方)

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事務に関して、その職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれにも該当しないこと。

(1) 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ていない者

(2) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 法律により兼職が禁止されている者

(4) 清瀬市の職員

5 推薦書または応募申込書の入手方法

産業振興課窓口で配布するほか、市のホームページからもダウンロード可能。

6 応募者の情報の公表

応募状況は募集期間の中間および期間終了後に、市のホームページ等で公表をする。公表す

る事項は、推薦を受けた者及び応募者の人数、候補者の氏名等である（候補者の住所を除く氏名等は産業振興課窓口で公表し、閲覧可能）。

7 選考方法および結果の公表

清瀬市農業委員会の委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類の内容に基づいて評価を行い、選考の結果は書面により候補者本人に通知する。

評価にあたっては、清瀬市の農業の現状をよく理解し、農業委員会の業務を適切に行える者を重視する。（書類審査に加え、必要に応じて電話連絡による聞き取りや面接等を行う。）

8 農業委員会の委員の職務

（1）農業委員会の専属的権限に属する所轄事務

農地の権利移動についての許可（農地法3条）や農地転用（農地法第4条・5条）の業務をはじめ、農地に関する税制（相続税納税猶予）など農地法その他の法令、農業者年金などに係る業務。農業委員会の権限に属する事項についての審議や承認（定期総会及び臨時総会、農地の現地調査や指導など）

（2）農地等の利用の最適化に関する業務

農地利用の効率化や無断転用の防止等農地の利用の最適化に関する業務。日々の農地利用状況の確認作業や農業委員会で実施する農地利用状況調査に係る農地所有者の不適切利用者への注意喚起や指導、違反転用に対する指導、農地の紛争に係る和解の仲介、その他農地に関するさまざまな事項。

（3）清瀬市の農業施策に対する協力など農業振興に関する業務

清瀬市の「基本構想」である清瀬市農業振興計画の実現に向けた、認定農業者の育成等と農業及び農業者に関する調査研究や情報提供に関する業務。また、ふれあい農業の推進として、農業まつりの運営や園芸相談、中学生農業体験の受入や受入先の紹介。市民農園講習会での農作業等の指導など。

（4）関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出

地域内の農業者や地域の農業の立場に立って、その進むべき方向とこれを実現するための政策の在り方を必要に応じて委員会で審議し意見として提出する。

（5）地域の農業団体等への情報提供並びに意見聴取、各種調査などの業務

地域の農業者等へ農業委員会や行政機関からのお知らせや各補助金制度などの資料配布や説明、農業団体の会合や地区別座談会への参加、意見等の集約。生産状況調査及び農業従事者等の調査、自然災害発生時の被害状況の確認作業など。

9 農業委員会の委員の任期

令和8年7月19日から令和11年7月20日までの3年間

10 委員の報酬

清瀬市の「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、報酬を支給します。

11 その他

農業委員会の委員候補者の募集については、「清瀬市農業委員会の委員任命に関する規則」に基づき実施する。

12 問い合わせ・提出先

清瀬市地域振興産業振興課農政係

〒204-8511

清瀬市中里 5-842(清瀬市役所2階11番窓口)

電話 042-497-2052(ダイヤルイン)